

# 地域包括支援センター引野

## 活動報告

### 福山市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントマニュアル

★夏号でお知らせいたしました、2018年4月介護予防ケアマネジメントマニュアルが作成されました。  
マニュアルは福山市ホームページ(高齢者支援課)に掲載されており、どなたでもダウンロードすることが可能です。すべて印刷すると1冊の本になります。

この中には、介護保険の基本的な考え方と介護予防との違いから始まり、地域包括支援センターが計画作成するためのポイント等、細やかな内容が記載されています

私たちはマニュアルを参考にしながら、ご本人の生活機能がなぜ低下したのかについて具体的にアセスメントを行います。そして、改善に向けたサービス利用を提案していきます。特に、フレイルと呼ばれる健康と要介護の中間に存在する虚弱な状態に早く介入し、ご本人が「したい」と思うことが実現できるように一緒に考えていきます。

参考:福山市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメントマニュアル

### 福山市自立支援型地域ケア会議

★2018年9月から福山市健康福祉局長寿社会応援部高齢者支援課の取り組みが開始されました。

私たちが行う会議にはいくつか種類があります。

◎ケース会議 ◎サービス担当者会議 ◎個別の地域ケア会議 ◎圏域の地域ケア会議  
◎自立支援型地域ケア会議 等です。

秋号、冬号では「在宅ケアカフェ」や「地域ケア会議」の開催報告をさせていただきました。

そこで今回は、自立支援型地域ケア会議についてお知らせいたします。会議では、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに地域のネットワーク構築につなげる視点について助言者から専門的な質問や助言を受けることができます。

1人で課題分析をした時には気付かなかったご本人の様子について、もう少し詳しく聞いた方が良いポイントが具体的に示され、あらたな視点で生活課題を改善する方法を検討することが出来ます。

もしなんらかの機会があれば、みなさんが『したいこと』について教えていただけると嬉しいです。

参考:「自立支援型地域ケア会議」福山市の取り組み



\*ホームページも見て下さいね  
『[houkatsuhikino.rgr.jp](http://houkatsuhikino.rgr.jp)』  
『包括引野』で検索して下さい。



## 2019年春号

編集・発行  
福山市地域包括支援センター引野  
2019(平成31)年3月発行

## 「権利擁護」ってなんだろう? シリーズ⑧

「権利擁護」(けんりようご)と聞いて皆さんはどんなことをイメージされますか?  
もしかしたら堅苦しいとか難しい印象を受けられるかもしれませんがね(\*^\_^\*)  
高齢者や障がい者、児童福祉の現場等で使われることが多い言葉で日常生活の中ではなかなか耳にする機会は少ないと思います。今号では「家族信託」について説明します。

### 【家族信託って何?】

家族信託契約とは、財産の管理を、信頼できる家族に託する制度です。

### 【どんな人が検討しているの?】

1:ご自身(あるいはご家族)の意思能力(判断能力)の低下に備えた対策を考えたい方々

- ・ご自身(あるいはご家族)の意思・判断能力低下後の資産の管理処分
- ・ご自身(あるいはご家族)の意思・判断能力低下後の介護対策(費用の捻出、資産の処分)
- ・ご自身(あるいはご家族)の意思・判断能力低下後の不動産の共有対策(不動産処分)
- ・ご自身(あるいはご家族)の意思・判断能力低下後の成年後見制度とは別の財産管理方法

2:遺言に代わる資産の承継方法を検討している方々

- ・ご自身(あるいはご家族)の相続が発生した際に、資産の凍結期間を出来るだけ短くしたい。
- ・ご自身(あるいはご家族)が正常な意思判断が出来る間に、家族(推定相続人)全員の合意を法的に有効な形で書面に残しておきたい。

3:二次相続以降の資産継承を考える方々

- ・ご自身に子どもがいないため、妻(配偶者)の死後、代々受け継がれてきた資産は兄弟の子(甥・姪)など指定する人物に引き継がせたい。
- ・子が障がい者であるため、両親が亡くなった後に、子が死亡した際の資産の分配先を世話になった施設などに決めておきたい。

4:円満な事業承継対策を講じておきたい方々

- ・複数の兄弟がある中で、特定の1名に事業継承をしたいが、他の兄弟の遺留分相当の金融資産は不足している。その上で持ち株が分散しない策を講じたい。
- ・事業は息子に承継することを考えており、タイミングを見て株式の譲渡を考えているが、経営権を譲るにはまだ早いと考えている。

5:自分の葬儀をどのように行うかを考えておきたい

- ・元気な内に自分の葬儀や供養の内容、誰に葬儀を託したいか等を決めて正式な文書に残しておきたい。

### 【どこに相談すればいいの?費用は?】

様々な方々が家族信託コーディネーター、家族信託専門士として活動されており費用も資産額によって変わってきます。お近くの弁護士、司法書士、行政書士、税理士等にお問い合わせ頂くかインターネットで「家族信託」と検索して頂ければ最寄りの相談窓口を探すことが出来ます。

